

# 音更中学校いじめ防止基本方針

音更町立音更中学校

## 1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、個人情報の取り扱いに留意の上、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と情報共有・連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、生徒相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称 : 音更中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 教頭、支援部、生徒指導部、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA三役
- (3) 会 議 : 4月（計画会議）、3月（反省会議）、その他必要に応じて開催する。学校評議員とPTA三役については必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。  
教頭、支援部、生徒指導主事、生徒指導部、当該学年主任、学級担任、養護教諭  
（場合によって、教科担任や部活動顧問も担当者とする）

## 4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施  
いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備  
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、支援部が主体となって行う。スクールカウンセラーや心の教室相談員との積極的な連携を図る。
- (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」という強い自覚をもって対処する。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、その背景や被害性に着目した上で、慎重に判断し対応する。
- (4) 生徒観察による情報収集  
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

- (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開  
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。
- (8) ハイパーQ Uの組織的な活用を図る。

## 5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
  - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ
  - ・ 対応策の検討
  - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
  - ・ 被害生徒への面談
  - ・ 加害生徒への指導
  - ・ 事実を認識していた生徒への指導
  - ・ 被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
  - ・ 教育相談体制の強化
  - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。
- (7) いじめの重大事案については、国の「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」等により適切に対応する。

## 6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、組織的な対応のための情報共有を目的とした「生徒指導交流会」を年3回（4、6、11月）開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

## 7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科  
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動を通して他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 道徳  
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験をとおして内面を鍛える。
- (3) 特別活動  
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。
- (4) 総合的な学習の時間  
特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考え、社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

## 8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、支援部と生徒指導部が連携して担う。

## 9 保護者・地域への情報提供

この基本方針はホームページで公開し、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定するとともに、学校評価による検証・改善を図り説明責任・結果責任を果たす。

## 10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・P T A総会） いじめ対策委員会
5月	いじめの学級指導 教育相談週間
6月	ハイパーQ Uの実施（1回目） いじめアンケートN o 1 「いじめ対応状況」説明（各学年P T A研修会）
7月	学校運営協議会での報告
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間
10月	教育相談週間 学校評価（自己評価）
11月	ハイパーQ Uの実施（2回目） いじめアンケートN o 2 「いじめ対応状況」説明（各学年P T A研修会、学校だより） 生徒会による「いじめ防止プログラム」の取組
12月	学校運営協議会での報告
1月	学校評価
2月	学校運営協議会での報告
3月	いじめ対策委員会

※学級における「適切な人間関係づくり」は日常的に実施

（令和4年4月見直し）